

財政状況等一覧表(平成19年度)

団体名 平川市

(百万円)

標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
10,988	485

1 一般会計等の財政状況

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	備考
一般会計	16,168	16,042	126	126	22,050	75	基金繰入金70百万円
学校給食センター 特別会計	396	396	0	0	315	0	
尾上地区住宅団地 温泉事業特別会計	9	7	2	2	0	0	基金繰入金2百万円
一般会計等	16,573	16,445	128	128	22,365	75	

① ② ③

(財産区)

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	備考
唐竹財産区一般会計	11	11	0	0	0	財政調整基金139百万円
尾崎財産区一般会計	1	1	0	0	0	財政調整基金24百万円
新屋財産区一般会計	1	1	0	0	0	財政調整基金28百万円
町居財産区一般会計	4	4	0	0	0	財政調整基金16百万円
広船財産区一般会計	0	0	0	0	0	財政調整基金17百万円
小和森財産区一般会計	0	0	0	0	0	財政調整基金11百万円
石郷財産区一般会計	0	0	0	0	0	
荒田財産区一般会計	0	0	0	0	0	
大坊財産区一般会計	0	0	0	0	0	
館田財産区一般会計	1	1	0	0	0	
柏木町財産区一般会計	0	0	0	0	0	⑱予算計上なし
大字大光寺財産区 一般会計	1	1	0	0	0	
平田森財産区一般会計	2	2	0	0	0	
新尾崎財産区一般会計	0	0	0	0	0	
新館財産区一般会計	0	0	0	0	0	財政調整基金6百万円
沖館財産区一般会計	0	0	0	0	0	財政調整基金31百万円
葛川財産区一般会計	0	0	0	0	0	
吹上・高畑財産区 一般会計	0	0	0	0	0	
原田財産区一般会計	0	0	0	0	0	⑱予算計上なし
碓ヶ関財産区一般会計	0	0	0	0	0	財政調整基金2百万円

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円、%)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債)現在高		<法適用企業> 資金不足 ・剰余	<法適用企業> 累積欠損金	<公営企業> 資金不足 比率	備考
					うち一般会計 繰入見込額					
水道事業会計	596	584	-	12	2,042	737	728	△8	-	法適用企業
公共下水道事業会計	309	250	-	59	2,680	2,214	15	0	-	法適用企業 ※平成20年度より下水道事業会計
農業集落排水事業会計	29	33	-	△4	306	259	7	△15	-	法適用企業 ※平成20年度より下水道事業会計
簡易水道特別会計	(歳入) 10	(歳出) 10	0	(実質収支) 0	40	31	-	-	-	法非適用企業
下水道特別会計	(歳入) 844	(歳出) 844	0	(実質収支) 0	7,088	5,443	-	-	-	法非適用企業 ※平成20年度より下水道事業会計
農業集落排水特別会計	(歳入) 309	(歳出) 309	0	(実質収支) 0	2,731	2,360	-	-	-	法非適用企業 ※平成20年度より下水道事業会計
国民健康保険特別会計	(歳入) 4,364	(歳出) 4,351	13	(実質収支) 13	0	0	-	-	-	基金繰入金12百万円
老人保健特別会計	(歳入) 3,387	(歳出) 3,387	0	(実質収支) 0	0	0	-	-	-	
介護保険特別会計	(歳入) 2,713	(歳出) 2,651	62	(実質収支) 62	83	0	-	-	-	基金繰入金60百万円
国民健康保険診療施設事業 葛川診療所特別会計	(歳入) 68	(歳出) 68	0	(実質収支) 0	7	0	-	-	-	
国民健康保険診療施設事業 平川診療所特別会計	(歳入) 253	(歳出) 253	0	(実質収支) 0	0	0	-	-	-	※平成19年6月～20年3月
計				75		11,044	750			

④

⑤

⑥

- (注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「総純益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3 資金不足及び累積欠損金は負数(△)で表示している。また、資金不足・剰余欄については、資金不足がなく、流動資産が流動負債を上回る場合においてはその額を正数(プラス)で表示している。
 4 「実質収支」及び「資金不足・剰余」は、それぞれ「解消可能資金不足額」差引後の数値で表示している。

【参考】連結実質収支

953 (百万円)

連結実質赤字額⑦

0 (百万円)

※上記1「普通会計・実質収支」①+上記2「実質収支」合計額④+上記2「資金不足・剰余」合計額⑥

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

組合名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債)現在高		<法適用企業>		<法適用企業>		備考
					うち当該団体 負担見込額	うち当該団体 負担見込額	資金不足 ・剰余	うち当該団体 負担見込額	累積欠損金	資金不足 比率	
県市町村総合 事務組合	(歳入) 872	(歳出) 846	26	(実質収支) 26	0	0	0	-	-	-	-
県市町村職員退職 手当組合	(歳入) 16,444	(歳出) 16,442	2	(実質収支) 2	0	0	0	-	-	-	-
県市長会館管理組合	(歳入) 3	(歳出) 2	1	(実質収支) 1	0	0	0	-	-	-	-
南黒地方福祉事務 組合	(歳入) 475	(歳出) 441	34	(実質収支) 34	0	164	47	-	-	-	負担割合28.6% (取り決めによる)
弘前地区環境整備 事務組合	(歳入) 3,785	(歳出) 3,678	107	(実質収支) 107	0	10,143	353	-	-	-	負担割合3.5% (取り決めによる)
黒石地区清掃施設 組合	(歳入) 1,437	(歳出) 1,371	66	(実質収支) 66	0	871	84	-	-	-	負担割合9.6% (過去3ヶ年平均)
久吉ダム水道企業団	501	463	-	38	-	4,887	762	8	0	△209	法適用企業 負担割合15.6% (過去3ヶ年平均)
津軽広域水道企業団 津軽事業部	2,025	1,818	-	207	-	8,246	0	2,436	0	0	法適用企業 構成団体に負担を求めて いない
弘前地区消防事務 組合	(歳入) 2,996	(歳出) 2,981	15	(実質収支) 15	0	1,596	14	-	-	-	庁舎、車両設置 団体の全額負担
県交通災害共済組合	(歳入) 233	(歳出) 214	19	(実質収支) 19	0	0	0	-	-	-	-
津軽広域連合	(歳入) 195	(歳出) 187	8	(実質収支) 8	0	0	0	-	-	-	-
県後期高齢者医療 広域連合	(歳入) 785	(歳出) 688	97	(実質収支) 97	0	0	0	-	-	-	-
計					0	1,260			0		

⑧

⑨

⑩

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

【土地開発公社】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体から の出資金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	土地開発公 社の負債の 額	うち当該団体負 担見込額	当該団体から の債務保 証に係る債 務残高	当該団体から の損失補 償に係る債 務残高	備考
平川市土地開発公社	△ 50	21,433	5,000	0	0	0	0	0	0	

⑪

【その他の第三セクター等】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体から の出資金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	当該団体から の損失補 償に係る債 務残高	うち当該団体負 担見込額	備考
碓ヶ関開発株式会社	△ 1,407	24,138	19,000	0	0	0	0	
計							0	

⑫

【公的信用保証、制度融資等に係る損失補償】

(百万円)

公的保証機関名又は制度融資等名	当該団体から の損失補 償に係る債 務残高	うち当該団体負 担見込額	備考
農林漁業災害経営資金融通制度(平成15年災害)	3	0	
農林漁業災害経営資金融通制度(平成16年災害)	1	0	
計		0	

⑬

5 財政指数及び健全化判断比率

(1) 財政指数

(百万円、%(財政力指数を除く))

標準財政規模(A) (臨時財政対策債 発行可能額含む)	10,988	財政力指数	0.283	経常収支比率	95.2
実質収支比率	1.16	連結実質収支比率	8.66		

(2) 健全化判断比率

(%)

実質赤字比率	-	連結実質赤字比率	-	実質公債費比率	20.7	将来負担比率	170.7
[早期健全化基準]	(13.18)	[早期健全化基準]	(18.18)	[早期健全化基準]	(25.0)	[早期健全化基準]	(350.0)
[財政再生基準]	(20.00)	[財政再生基準]	(40.00)	[財政再生基準]	(35.0)	[財政再生基準]	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がある場合に正数(プラス)で表示し、赤字がない(黒字又は収支均衡)場合は「-」と表示している。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{連結実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①} + \text{公営企業以外の特別会計及び法非適用公営企業の実質収支の計④} + \text{法適用公営企業の資金不足額及び資金剰余額の計⑥}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(B)} - \text{充当可能財源等(C)}}{\text{標準財政規模(A)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

$$\cdot \text{将来負担額} = \text{②} + \text{③} + \text{⑤} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬}$$

(百万円) 39,505 (B)

4,761 (百万円)

$$\cdot \text{充当可能財源} = \text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額}$$

(百万円) 24,219 (C)

3,962 (百万円) 28 (百万円) 20,229 (百万円)

$$\cdot \text{算入公債費等の額} =$$

(百万円) 2,034 (D)

6 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1)健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	-	わずかながら黒字(実質収支比率が1.16%)となっているが、毎年基金からの繰り入れがあるなど決して安泰ではない。引き続き赤字とならないようにするほか、基金を取り崩すことなく財政運営が出来るように努める。
②連結実質赤字比率	-	連結実質収支額は953百万円と黒字(実質収支比率が8.66%)ではあるが、国保特会や介護特会については基金からの繰り入れを差し引くとほぼ収支が均衡している。また、効率的な事業運営を行うためにも複数あった下水道事業に関する会計は平成20年度より法適用企業会計に一本化している。 下水道事業会計の収入確保策として戸別訪問・電話による使用料未収金の徴収対策、下水道事業会計においては料金改定などを検討している。 その他、一般会計からの繰り入れによって収支が均衡している診療所特会についても、繰入額を抑えるべく経営改善に取り組んでいく。
③実質公債費比率	20.7	早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っているが、決して安心できる数値ではない。下水道事業や公共施設整備事業、道路整備事業に要した起債額が数値を高める主な要因で、平成17年度は18.1%、18年度は20.3%、19年度が20.7%とわずかながら上昇してきた。これに対し、交付税算入のない起債発行の抑止、長期計画に基づいた事業実施による計画的な起債発行、繰上償還や低利への借換などといった取り組みを行っており、19年度をピークに今後は緩やかではあるが下降、平成25年度には18%を切る見通しである。
④将来負担比率	170.7	分子中の将来負担額は39,505百万円で、標準財政規模(10,988百万円)の3倍を超えている。その中身は各会計の地方債(33,409百万円)と退職手当負担見込額(4,761百万円)がほとんどを占めていることから、新発債の抑止や繰上償還などによる公債費の適正化、集中改革プランに基づいた職員数の適正化を図る必要がある。
⑤資金不足比率		
下水道事業会計(法適)	-	収入については、拡張整備事業が既に終了していることから、新規加入者からの料金収入は大きく見込めない。戸別訪問や電話による未収金徴収対策をを引き続き行っていく。 支出については、運営の主体が維持管理であり、この費用を抑制していかなければならない。施設の修繕などに係る費用はもとより、管理する職員についても適正数を見極める必要がある。また、高利企業債については借換を行うなど、出来るかぎりの軽減を図っていく。
公共下水道事業会計(法適) 農業集落排水事業会計(法適) 下水道特別会計(法非適) 農業集落排水特別会計(法非適)	-	効率的な業務運営を行うために複数あった会計を20年度より下水道事業会計(法適)に一本化することとした。会計統合に向け不良債務を解消するため、19年度は基準外繰入れを行ったが、今後も経営改善のために基準外繰入れを行う必要がある。 今後大規模投資の予定はなく既存の維持管理業務が主となるが、この支出を抑制していく検討をするとともに、料金改定をも視野に入れたうえで基準外繰入れに頼らない会計全体での経営改善を進めていく。
簡易水道特別会計(法非適)	-	給水区域内人口が1,000人に満たない市の東部地区の水道事業を担うという特殊性などから、劇的な経営健全化は望めないものの、これまでどおり一般会計からの繰入金を少なくするべく歳出削減に努めていく。 上水道事業との料金差など、会計のあるべき姿については引き続き検討していく。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「-」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「-」と表示している。

(2)今後の対応方針

高い数値を示す実質公債費比率(20.7%)は下水道事業や公共施設整備事業、道路整備事業に要した起債額が主な要因である。全会計合わせると334億を超える地方債について、一般会計においては毎年2~3億程度の繰上償還、各会計においても低利への借換などあらゆる方法を用いて改善を行い、平成25年には18%を下回る計画として後世への負担を少なくすることとしている。
事務事業全般についても集中改革プランや行政改革大綱を基本とした抜本的見直しを行い、市全体で歳出抑制に努めて最小限の経費としつつも、これまで以上の成果をあげられるよう創意工夫を図っていく。

※広報ひらかわ11月号もご覧ください。

(ホームページ: TOP→広報ひらかわ→平成20年→広報ひらかわ11月号→P.2-5 平成19年度決算報告)